（民事訴訟規則の適用関係・法第二十九条）

第十八条　人事訴訟に関する手続においては、民事訴訟規則第一条（申立て等の方式等）第三項、第一条の二（電子調書のファイルへの記録の方式）、第四条（催告及び通知）第三項及び第四項、第十四条（法人でない社団等の当事者能力の判断資料の提出）第二項から第四項まで、第十五条（法定代理権等の証明）第二項及び第三項、第十八条（法人の代表者等への準用等）第二項及び第三項、第二十三条（訴訟代理権の証明等）第三項、第二十四条（訴訟費用額の確定等を求める申立ての方式等）第三項から第五項まで、第二十五条（相手方への催告等）第二項、第二十六条（費用額の確定処分の方式）後段、第三十三条の三（電磁的訴訟記録の閲覧等の方法等）、第三十三条の四（訴訟に関する事項の証明の方法等）第二項から第四項まで、第三十三条の五（電磁的訴訟記録からの消去等）、第三十四条（閲覧等の制限の申立ての方式等）第八項から第十一項まで、第一編（総則）第五章（訴訟手続）第四節（送達等）第三款（電磁的記録の送達）、第四十六条（公示送達の方法）第一項、第四十七条（書類又は電磁的記録の送付）第三項及び第四項、第四十七条の二（書類又は電磁的記録の直送）第四項及び第五項、第四十九条（法第百十七条第一項の訴えの訴状の添付書類等）第二項及び第三項、第五十一条（訴訟手続の受継の申立ての方式等）第三項から第七項まで、第五十二条の六（証拠収集の処分の申立書の添付書類等）第四項から第七項まで、第五十二条の七（証拠収集の処分の手続等）第七項、第一編第七章（電子情報処理組織による申立て等）、第五十二条の二十（法第百三十三条の二第二項の申立ての方式等）第七項から第九項まで、第五十二条の二十二（秘匿決定の一部が取り消された場合等の取扱い）第二項及び第三項、第五十二条の二十三（安全管理のために必要な措置）、第五十三条（訴状の記載事項）第四項第二号、第五十五条（訴状の添付書類等）第三項から第六項まで、第五十五条の二（訴えの提起前に法律事務を行っていた者に関する情報の届出）、第六十三条の二（電磁的記録の提出方法）、第七十六条の二（更正処分の方式）第一項後段、第八十一条（答弁に対する反論）第二項、第八十二条（準備書面に引用した文書の取扱い）第三項及び第四項、第百五条の二（映像等の送受信による通話の方法による裁判所外における証拠調べ）、第百五条の三（電子情報処理組織による調査結果の報告）、第百八条（電子呼出状の記録事項等）第二項、第百十二条（宣誓）第三項及び第四項、第百二十四条（書面尋問）第四項、第百三十一条（宣誓の方式）、第百三十二条（鑑定人の陳述の方式）第三項、第百三十五条の二（電子情報処理組織による鑑定結果の報告）、第百三十七条（書証の申出等）第三項及び第四項、第百四十三条（文書の提出等の方法）第三項、第百四十九条の二（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出の方式等）第三項、第百四十九条の三（電磁的記録提出命令等に係る電磁的記録の提出等の方法）、第百五十一条の二（映像等の送受信による方法による検証）、第百五十七条（言渡しの方式等）第三項、第百五十九条（電子判決書等の送達）、第百六十条（判決の更正決定等の方式）、第百八十九条（電子上告提起通知書の送達等）第四項、第二百十一条（再審の訴訟手続）第二項及び第三項並びに第七編（法定審理期間訴訟手続に関する特則）の規定は、適用しない。

2　人事訴訟に関する手続についての民事訴訟規則の規定の適用については、別表第二の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（訴訟記録の閲覧等）

第十八条の二　民事訴訟規則第三十四条（閲覧等の制限の申立ての方式等）第三項本文、第五項本文若しくは第七項又は第五十二条の二十（法第百三十三条の二第二項の申立ての方式等）第三項、第五項本文若しくは第六項の規定により文書その他の物件から秘密記載部分又は秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書その他の物件の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。

（民事訴訟規則の適用関係・法第二十九条）

第十八条　人事訴訟に関する手続についての民事訴訟規則の規定の適用については、同規則第百四条（証拠調べの再嘱託の通知）中「地方裁判所」とあるのは、「家庭裁判所」とする。

［新設］